

建設工事等の入札不調等による入札・契約事務の取扱いについて

令和5年2月1日

松阪市総務部契約監理課

契約監理課が発注する松阪市及び松阪市上下水道部における建設工事及び建設工事に係る業務委託の入札不調等による入札・契約事務の取扱いについては次のとおりとする。

1. 一般競争入札又は指名競争入札（以下、「競争入札」という）に付したが入札者が無く不調となったとき

競争入札に付した案件において、入札者が無かった場合(手持ち制限、同日落札制限による無効及び予定価格を超過しての入札も含む)においては、入札を中止し下記の方法で契約を検討するものとする。

(1) 一般競争入札

地域条件、発注基準の等級など入札参加資格要件の見直し又は設計書、仕様書、施工条件、発注時期等の見直しを行い改めて入札をする。

(2) 指名競争入札

設計書等の見直しを必要としない工事で、工事の竣工や工程の制限等から早期に契約締結を行う必要がある場合は指名競争入札により契約の相手方を決定することができるものとする。また、指名競争入札により不調となったときは、指名業者を新たに選定して行う。

ただし、不調の原因の調査により、再度の入札を行っても応札数が極端に少ないと見込まれるとき、又は入札を行う期間が確保できないときは随意契約することができる。この場合、設計書、仕様書等に不備等がないことを再度確認し、契約保証金及び履行期限を除き最初の競争入札で定めた予定価格、その他の条件は変更せず複数の中から見積書を徴取し見積合わせを行う。

2. 入札者はあったが次のいずれかに該当し、落札者が無かったとき

(1) 最低制限価格又は失格基準価格を下回り失格

(2) 低入札価格調査による失格

この場合は、下記の方法で随意契約することができる。ただし、設計書、仕様書等の見直しが必要なとき、工期に余裕があるときは改めて入札を行う。

- ① 設計書、仕様書等に不備等がないことを再度確認し、応札があった者と予定価格の範囲内で契約締結するものとする。
- ② ①により契約する場合は積算内訳書及び聞き取り等により確認を行い、適正履行が確保できると認められる場合に限り契約締結できるものとする。
- ③ 上記の各契約方法による場合は、見積依頼、予定価格調書の作成等、随意契約に係る一連の手続きによるものとする。

●随意契約する場合の適用条項について

地方自治法施行令第167条の2第1項第8号

「競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。」を適用する。

「入札者がいないとき」とは、一般競争入札に係る公告や指名競争入札に係る指名通知を行った結果、それに応ずる参加者がなかった場合又は全ての者が辞退した場合である。（手持ち制限や同日落札制限による無効や予定価格を事前に公表しているため、予定価格を超過しての入札も入札者が無いとみなす。）

「再度の入札に付し落札者がいないとき」とは、予定価格を事前公表した競争入札では1回目の入札で落札者が無い場合をいう。

本号では「再度の入札に付し」となっているが契約監理課が行う競争入札では予定価格を事前に公表しているため、予定価格の範囲内で業務を実施可能な業者のみ応札することから再度の入札を行う必要がない。そのため1回目の入札で落札者がいないとしている。